

# 国民健康保険

## だより

【このページの問い合わせ先】

町民課国保医療係 ☎ 85-6130

### ◆国民健康保険の加入・脱退は届け出が必要です

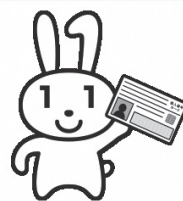
退職等により国民健康保険に加入するときや、就職等により国民健康保険から脱退するときは届出が必要です。

届出が遅れると、医療機関での受診に影響したり、保険料（税）が二重に課税されたりすることがありますので、速やかな届出をお願いします。



マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインでも届出できます。

左記のQRコードから手続きサイトにアクセスできます。



### ◆国民健康保険の被保険者証（保険証）の更新時期です

現在お使いいただいている国民健康保険の被保険者証（保険証）の有効期限は、令和5年7月31日までにとなっています。

令和5年8月1日からご利用いただける新しい保険証は、世帯中の加入者全員分をまとめて世帯主宛てに7月の下旬に郵送します。

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの保険証の色は、「うすだいたい色」です。



### ◆第三者の行為（交通事故等）でケガをしたときは、届出が必要です

第三者の行為によるケガは、一般に第三者が治療費を負担するため、保険証は利用できませんが、「第三者行為による傷病届」を国民健康保険に提出することで、保険証を利用して治療を受けることができるようになります。

この場合、医療費を国民健康保険が一時的に立て替えている状態ですので、医療費に関する加害者への請求権は、国民健康保険が持つことになり、治療後に国民健康保険が第三者に治療費を請求します。

ただし、すでに示談が成立したり、治療費を直接受け取っているときは、保険証は使えませんのでご注意ください。



## ～ 20歳になった皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

### 国民年金のポイント

#### ☑将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳に達するまでの方が加入し保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており年金の給付は生涯にわたって保障されます。

#### ☑老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

### 国民年金保険料のお支払い

#### ☑国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16,520円です。

これらの保険料に加えて、毎月400円の保険料を納めることによって、将来の年金額を多く受け取れる制度があります（付加年金）。

#### ☑「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでおトクです。

### 国民年金保険料のお支払い

#### ☑口座振替・クレジットカード・スマホ決済アプリでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間がはぶけ、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

令和5年2月20日から新たにスマートフォンアプリを利用した電子（キャッシュレス）決済ができるようになりました。（auPAY、d払い、PayB、PayPay、楽天ペイ対応）

### 学生納付特例制度

#### ☑「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

#### ☑申請について

「学生納付特例申請書」に在学期間がわかる学生証の両面コピーまたは在学証明書の原本を添付し、町民課戸籍年金係または年金事務所へ提出してください。

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、町民課戸籍年金係の窓口で手続きをしてください。

令和5年度分（令和5年7月分から令和6年6月分まで）の免除等の受付は令和5年7月1日から開始されています。また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になった方で、申請を忘れていた期間がある場合は、町民課戸籍年金係または年金事務所へご相談ください。